

平成25年白老町議会産業厚生常任委員会協議会会議録

平成25年12月12日（水曜日）

開 会 午後 2時42分

閉 会 午後 3時40分

○会議に付した事件

1. 国民健康保険国庫負担金等の過大交付について
2. 障害者福祉サービスの介護給付等にかかる特別地域加算について

○出席委員（5名）

委員長 西田 祐子 君	委員 大淵 紀夫 君
委員 松田 謙吾 君	委員 吉谷 一孝 君
委員 及川 保 君	

○欠席委員（2名）

副委員長 広地 紀彰 君	委員 氏家 裕治 君
--------------	------------

○説明のため出席した者の職氏名

町民課長	南 光 男 君
町民課主幹	小 林 繁 樹 君
町民課主査	喜 尾 盛 頭 君
健康福祉課長	長 澤 敏 博 君
健康福祉課主幹	竹 内 瑠美子 君
健康福祉課主査	佐々木 尚 之 君
健康福祉課主査	有 島 珠 美 君

○職務のため出席した事務局職員

主 査	本 間 弘 樹 君
臨時職員	白 綾 美 紀 君

◎開会の宣告

○委員長（西田祐子君） ただいまより産業厚生常任委員会協議会を開会いたします。

（午後 2時42分）

○委員長（西田祐子君） 本日の議題であります国民健康保険国庫負担金等の過大交付について、担当課より説明を受けます。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） きょうは議会終了後のお疲れの中、お時間をいただきましてありがとうございます。それでは、国民健康保険国庫負担金等の返還について、経緯と今後の予定をご説明させていただきます。資料1の3、経緯ということでございます。平成22年6月、道内市町村に対して会計検査院実地検査がありました。当町は受検しておりませんが、実地検査結果において減額調整率の適用誤りにより、国庫負担金等が過大交付となっているとの指摘を受けたところであります。その後、会計検査院の指示により、平成23年10月、調整率の全道調査及び平成24年10月、過大交付額の追加調査が実施され、平成25年8月、過大交付に係る数値等の確認依頼があり、平成25年10月には会計検査院による厚生労働省に対する処置要求がなされました。

内容につきましては資料3でございますけれども、道内で163市町村が過大交付となったものでございます。4ページ中段から5ページにわたりまして検査の結果と過大交付市町村が記載されております。

資料1により、過大交付となった国の制度及び理由についてご説明いたします。過大交付となった国庫負担金等は、療養給付費等負担金と財政調整交付金の2制度であります。各制度の内容について若干説明させていただきます。国庫負担金等の概要ですが、概要図を記載しておりますので説明は省略させていただきます。次に、療養給付費等負担金につきましては、国民健康保険事業運営の安定化を図るための国の助成制度でございます。内容につきましては、国民健康保険は多数の低所得者層を被保険者として事業を実施していることや、他の被用者保険における事業主分保険料に相当する財源を持っていないことなどの特性を有していることから、国が助成を行っているものでございます。算定方法を記載しておりますが、①の医療分に算式がありますけれども、この中で地方単独実施事業の波及増分の減額の算定誤りを会計検査院に指摘されたものであります。

次のページ、財政調整交付金につきましては、国民健康保険事業の財政は、本来、定率の国庫負担と国民健康保険税を財源として運営されるのが原則となっておりますが、市町村の産業構造、被保険者の低所得の差異によって被保険者の保険税の負担能力には市町村間で格差があるため、その市町村間における財政力の不均衡を調整するための制度でございます。これにつきましても算定方法の中に地方単独実施事業の波及増分というものがありますので、これについても減額の算定誤りを会計検査院に指摘されたものでございます。

次に、地方単独実施事業の波及増分の減額についてでありますけれども、これにつきましては、国は地方自治体の負担で年齢その他の事由により一部負担金に相当する額の全額または一部を当該被保険者に代わり医療機関等に支払う措置（負担軽減措置）を実施している場合、実施していない市町村に比べ一般的に被保険者の医療機関への受診等がふえる傾向にあり、これに伴う医療費の増加を波及増と言っております。当町においても北海道と共同して重度心身障がい者医療給付事業、ひとり親家庭等医療給付事業、乳幼児等医療給付事業等を実施しているものであります。そのため、3事業の医療費から波及増分を減額調整することとして、負担軽減措置の対象者に係る療養の給付に要する費用等の負担割合に応じた所定の率、減額調整率を乗じることとされております。各国庫負担金等の減額調整率は省令で定められております。その定められている減額調整率につきましては表のとおりになってございまして、上段は一般分負担割合、普通本人3割負担です。下段が未就学分、小学校に上がる前まで本人2割負担でございまして、その減額調整率の表でございまして、負担割合ゼロとなっているところがございまして、これは本人負担なしの無料という形で、減額率は大きくなっております。右から3番目の10分の0.5を超え10分の1以下というのは通常本人1割負担という形で、ここの減額調整率が適用されるものでございまして。

減額調整の適用に当たりまして、定率制の負担軽減措置を実施している市町村は、その負担割合に応じて省令で定めた減額調整率をそのまま適用することができますけれども、定額制の負担軽減措置を実施している市町村は被保険者が実際に負担した一部負担金の額、実質負担額に基づいて負担割合を算定した上で、算定した負担割合に応じて減額調整率を適用することとなります。具体的な算定方法は、後ほど別資料でご説明させていただきたいと思います。

次に、会計検査院の現地検査において減額調整率の適用誤りにより国庫負担金が過大交付との指摘を受けたものでありますが、過大交付となった理由といたしましては、5行目になりますけれども、北海道においては、平成16年10月に行われた北海道医療給付事業の改正に伴い複雑となった減額調整率の適用事務を円滑に進めるため、独自に各市町村の地方単独事業の実施状況に着目した一覧表を作成し、道内市町村はその一覧表に基づき国庫負担金等の算定事務を行ってきたところであります。

負担軽減措置においては、住民税課税世帯は負担割合を10分の1とし、これは定率制となります。住民税非課税世帯はさらにその負担の軽減を図るために初診時は580円、再診は負担なしとするなど定率性と定額性が混在しております。減額調整率の適用に当たっては、実負担額に基づく負担割合を算定する必要があったものであります。しかし北海道は、負担割合の区分が10分の0.5となる場合が想定できたにもかかわらず、負担割合を一律10分の1とするなどとした一覧表を適用するよう指導を行っていたため、各市町村は実負担額に基づく負担割合を算定していなかったことから、163市町村等において負担割合が過大に算定され、より減額の度合いが低い適用率を適用したことにより、国庫負担金等が過大交付となったものであります。

なお、平成22年度以降につきましては指摘事項を受け策定方法を見直しておりますので、適正に算定しております。平成22年度以降は適正に処理しております。

算定誤りを具体例によりご説明いたします。資料2でご説明したいと思います。国庫負担金等の過大交付についてということで、上段の四角で囲っているところにつきましては、今ご説明しました。こちら概要となっておりますので省略させていただきます。

次に、中段の具体例として、乳幼児等医療費給付事業に係る国庫負担金算定ということで、具体的な数字等でご説明させていただきます。5歳のお子さんが入院したとき、世帯としては住民税非課税世帯の場合でございます。国保の自己負担限度額は3万5,400円になります。それで、乳幼児の負担区分としては、非課税世帯ですので初診時一部負担金のみ、定額制になります。医療費は100万円と想定しております。乳幼児等医療助成制度を受けていますので、非課税世帯ですので自己負担は580円となります。保険者負担分は8割なので80万円。本来一部負担金として本人が支払うべき金額は20万円ですけれども、限度額の3万5,400円を引いた分16万4,600円を高額療養費として保険者が負担するものでございます。残った3万5,400円の本人負担分に対して乳幼児医療費助成で3万4,820円給付していますので、残り580円が自己負担となります。これで定額制の算定をしなければならないのですけれども、一部負担金相当額による区分ということで、本来、一部負担金20万円引く高額療養費16万4,600円引く乳幼児等医療給付で3万4,820円。これらで実質負担額は580円となります。この580円を費用額100万円で割りますと10分の0.0058、これを減額調整率に適用させますと、表がありますけれども、④、ゼロを超え10分の0.5以下ということで0.8980の減額調整率となります。この減額調整率、定額制の場合の費用負担、実額を出したものを国庫負担金対象医療費の計算のほうで算出しますと、医療費100万円掛ける減額調整率、④、0.8980で89万8,000円となります。ただ、道が簡易的に示した一覧表を適用いたしますと100万円掛ける減額調整率③に該当しておりますので、0.9349で93万4,900円となります。この差3万6,900円、国庫負担金対象医療費として計算されますので、過大交付として3万6,900円に対する負担金の過大交付が出ます。それらを全て積み上げて合計したものが、資料1に戻っていただきたいのですけれども、資料1の3ページ、下段に過大交付金額（返還予定額）ということで、①、療養給付費等負担金290万7,864円、これは平成18年から21年度分です。②、財政調整交付金165万8,000円、平成19年から21年度分、合計で返還予定額456万5,864円となっております。

次のページ、今後の予定でございます。年明けの2月に過大交付返還額が確定する予定でございます。恐らく今申し上げました456万5,000何がしの金額と思われれます。返還額が確定しましたら、3月会議に補正予算を提案させていただきたいと思っております。26年4月には返還となります。

資料4-1と4-2をつけているのですけれども、これにつきましては、会計検査院から内閣に送付された、平成20年度決算調査報告から抜粋した資料でございます。資料4-1は療養給付費負担金の交付過大、資料4-2は財政調整交付金の交付過大となっており、両方の制度において当町が記載されている状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（西田祐子君） 済みません、最後のこの資料4-1と4-2は、どこからどこに出

したものでですか。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 会計検査院から内閣のほうに提出されたものでございます。内閣総理大臣と言っているかと思えます。

○委員長（西田祐子君） 説明ありがとうございました。今ほど、この過大請求、返還しなければならないという説明を受けましたけれども、委員の皆さんから何かご質問ございませんか。これにつきましてわからないところとか。

委員長の私からお伺いたします。これで言いますと、資料1の3ページ、経緯としまして、平成22年6月に国庫負担金等が過大となっているとの指摘を受けるというふうになっておりましたけれども、今まで随分時間かかっておりますけれども、この時間がかかったのも全道調査というのはわかるのですけれども、なぜこのようになったのか。これ北海道だけなのか、それとも全国的だと先ほどの資料3にも書いていましたけど、全体としてやったのか。その辺のことをもう少し詳しく説明していただけませんか。今までなぜこんなに時間がかかったのか。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） この件につきましては、北海道だけではなくて結構全国規模的に調整率の適用誤りがあったようです。それで、結局その誤った内容がどのような形で誤っているのかを会計検査院は指示を出して調整率を確認して、それでまた1年後には誤った調整率に基づいた交付額を確定させているということで、北海道だけではなくてある程度全国的なことが、こういう事態が生じていたということが、こういう長い時間というか何年もかかっているのですけれども、そういうことで最終的には会計検査院がそういう調整率の誤りがあって、額を確定させて、今回報告だったということになるかと思っております。

○委員長（西田祐子君） もう1点、これは、はっきり申し上げまして道のミスです。考え方のミスだと。また全道179市町村に対して誤った情報を与えてしまったわけですから、それにつきまして、道のほうはどのようにおっしゃっているのでしょうか。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 今回の件につきましては、道は市町村の福祉医療というのでしょうか、単独事業の中ですごく複雑に制度改正がされたということで、国保側の担当者として減額調整率を適用するに当たって、ある程度事務の簡素化も含めた中で、ある程度簡易な一覧表を担当の市町村に指示して、一覧表を渡して、それに基づいて申請があった場合、その一覧表に基づいて指導していたわけですが、最終的には、会計検査院の資料3の是正改善の処置の最終6ページに発生原因ということで、都道府県及び市町村において、定額制の負担軽減措置を実施した場合における負担割合の算定方法等についての理解が十分でないということがこういう事態を生じた。それに合わせて十分理解していない中でそういう事務の簡素化というのですか、簡易な一覧表を北海道が提示したということでの経緯でございます。北海道としてはそういう指導をしていたわけですから、それなりに今後こういうことのないようにということで通知はいただいて、今後積極的に保険者と連携を強化して情報を共有していきたいと

ということでの文章はいただいております。

○委員長（西田祐子君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） 大渕です。資料2で、道が出した一覧表による減額調整率というのは、③になっていたという理解でいいのですか。実質は④であったと。ということは、町として仕事をする場合は、この上に一部負担金に相当する額による区分という中で計算方式出ています。こういう計算は一切しないで、単なる道のつくった一覧表で仕事を行ったという、そういうことでいいのですか。

○委員長（西田祐子君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） そのとおりでございます。

○委員長（西田祐子君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） ということは、この場合でいう③の調整率を掛けたということは、町としては全くわからないと言ったらおかしいけれども、一覧表で見ると全くわからないというような理解でいいのですか。

○委員長（西田祐子君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 医療費助成制度が非常に複雑に改正されました。今まででしたら580円と定額制で終わったのですが、今度、住民税の課税世帯は1割負担です。3歳未満は課税世帯であっても580円で定額制です。入院となったときには限度額が課税世帯で4万4,400円、外来で1万2,000円の負担で、医療費助成制度は助成しているわけです。そうすると、課税世帯の1割のところであっても、例えば入院であれば4万4,400円という限度額ですので、この中でも定率と定額が混在しているのです。それらを全て整理する一覧表であれば、すごい項目になるはずなのです。本来それらを全部一人一人計算しなければならないところを、道としてはそういう着目して、ある程度適用できるような、ある程度簡易な一覧表を作成してという中で今回の事態が発生したというところでございます。本来であれば簡易な一覧表ではなくて、本当の一覧表になると限りなく提示しなければならないと思うのですけれども、それは不可能に近いと思うのです。

○委員長（西田祐子君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） 大渕です。僕が思っているのは非常に単純なことなのです。要するに、この表だけで見れば、④だったものを③で適用したということですね、これは本来④でなければだめなものを③にしたと。この省令で定めている減額調整率、これそのものはやっぱりきちんとあるわけですか。初めからあるのですか。

○委員長（西田祐子君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） これにつきましては、資料1の2ページの表の4行上くらいに、「国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」及び「国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令」ということで、下のほうは財政調整交付金、先のほうは療養費等負担金の減額調整率の国の波及増なる考えに基づいた調整率を定めていますということになっています。それで、会計検査院のほうからも北海道のほうからも、厚生労働省に対し

て是正改善の処置を要求したということでございます。さらに言いますと、市長会、町村会においては、この減額調整率を適用するのは廃止してくださいという要望はしてございます。本当にこれはすごく大変な作業です。

○委員長（西田祐子君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） 大渕です。北海道の市町村全部で175ぐらいあります。保険者が一部事務組合のようになっているところもあるから。それで、北海道の全市町村が対象になっているという認識でいいですか。

○委員長（西田祐子君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 今回全道で163市町村ですけれども、広域連合になる前の後志管内ですか、広域連合というのは16がダブルカウントされているのです。それで、単純に言いますと10市町村は過大交付としての指摘はございません。これはおそらく、推測ですけど、一律の扱いになっているのかもしれませんが。全部無料とか。今回過大交付の指摘をされてない市町村の推測ですけれども、これは定率とか定額制とか混合されていない市町村、全員無料とか。

○委員長（西田祐子君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） 大渕です。早い話が道と町なら町の補助でやっているとしたら全額町が出して、一切まちの人からはもらっていないと。その場合ならなくなるという意味ですか。

○委員長（西田祐子君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 先ほどちょっと説明させていただいたのですけれども、資料1の2ページに減額調整率の表がございます。この中に、負担割合ゼロ、これは本人の負担はゼロということです。先ほども言いましたけれども、本人負担なしの無料だということになりますので、減額調整率は大きくなります。もしくは、これは道と共同で実施している事業以外のものもカウントされますので、例えば中学生までの医療費を無料化にしているとか、そういうものも今回の制度で減額される対象事業になります。ですから、北海道と白老町は同じ条件で今助成制度を行っています。その中でやっぱり定額と定率が混同したことによる大変複雑な調整率の適用、それを、一覧表を作成してある程度簡易だったというところでの調整率の適用誤りが、過大交付につながったということになります。

○委員長（西田祐子君） 大渕委員。

○委員（大渕紀夫君） 大渕です。ゼロの場合は、2ページの表の負担割合がゼロという場合、負担割合がゼロという場合は、減額調整率が両方ともありますね、あるけれども、この資料2に当てはめると、未就学分の減額調整率0.8611とあります。ゼロのときです。これがここに入っても、入った場合は、その市町村が国から過大交付を受けたとならないということですか。

○委員長（西田祐子君） 南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 道が簡易的な一覧表を作成して市町村に示していますけれども、そういう今の助成制度の負担軽減措置を全然無視してやっていることによって、その一覧表を適用しなくても、いきなりこの減額調整率の表に適合させてやっているのです、過大交付が発生しないということとっております。

○委員長（西田祐子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） カウントされない10町村は、このとおり正確にやっているということ。

○委員長（西田祐子君） 喜尾町民課主査。

○町民課主査（喜尾盛頭君） 今もともと道がつくっていた一覧表の中でも、例えば全額無料化ということで本人の負担がない場合については、このゼロの負担割合の調整率を使いなさいという指示をしていたものですから、調整率の負担割合の間違いがなかったと。

それではなくて、例えば住民税の課税世帯で1割負担の分だけ無料化にしているとか、そういう場合については表の適用の仕方がどうしても間違ってしまう場合があるので、そういう市町村については、過大交付になっているというような状況ということですよ。

○委員長（西田祐子君） ひとつ伺いますけど、先ほど私聞きましたときに、道のほうはどういうお考えかということで、大淵委員のほうから聞かれたときに、道のほうとそれから町村会ですか、国のほうにこのような複雑なことはしないでほしいと申し入れたというようなことをおっしゃいましたけれども、その辺もう少し詳しく説明していただけますか。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 国の制度ではなくて都道府県でやっている地方単独事業と言われているものですが、これは結局なぜ地方でこういう医療費の助成をしているかという、福祉目的でやっているものに対して、なぜ国がそういう減額しなければならないのかということで、市長会なり町村会なりがこういう減額交付の制度を廃止してくださいということでの要望をしているところでございます。

○委員長（西田祐子君） わかりました。このような複雑な計算式で減額をしていく、そういうものは特にやめていただきたいというようなことをお願いしたというふうに理解してよろしいですね。それから、福祉目的なのにそれぞれの市町村が頑張っている形に補助しているものに対してなぜするのかということ。

南町民課長。

○町民課長（南 光男君） 1番は、やはり住民の方の福祉目的ということでございます。減額されることによって結局負担がふえるわけですから、そういうことが1番の目的。ただ、事務的に煩雑なものの解消については、もうほかの制度、これだけではなくて保険制度も複雑にいろんなデータを加算減算してみて、いろんな方法で最終的には申請しているような状況ですので、これだけではなくて、本来であればもうちょっと簡易、簡単な事務処理で申請できるような方法がとれば、これは事務的なことですが、市長会、町村会の要望については、大きな目的の中での廃止の要望でございます。

○委員長（西田祐子君） ほかがございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（西田祐子君） それでは、ご質問がないようですので、以上で国民健康保険国庫負担金等の過大交付について終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時20分

再開 午後 3時23分

○委員長（西田祐子君） 休憩を閉じて委員会を再開いたします。

これより障害者福祉サービス介護給付費等に係る特別地域加算の算定誤りについて担当課から説明を受けます。

長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 説明に入ります前に、申しわけありませんが字句の訂正をお願いいたします。1枚目の中段に、特別地域加算の対象となる法律があります。その中の5番目、山村振興法により指定された新興山村とあります。後ろのほうにあります新興山村の新しい字が新しいという字になっておりまして、山村振興法の振、振れるという字に訂正をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、障害者福祉サービス介護給付費等に係る特別地域加算の算定誤りにつきましてご説明いたします。障がい者の方が利用いたします障害介護給付費につきましては、提供しました事業所が毎月国保連合会のほうへ請求いたしまして、各市町村が一括して支払いを行っております。この障害介護給付費の負担割合につきましては、国が2分の1、北海道及び市町村が4分の1ずつとなっております。

このたび算定誤りが判明したのは、平成21年4月より障害者自立支援法、現在の障害者総合支援法ですが、この法律に基づき厚生労働大臣が定めた地域に居住しております利用者に対しまして、市町村が交付いたします受給者証に特別地域加算、これは基本報酬に15%を加算するものであります。この特別地域加算の記載をしていなかったことによりまして、サービス提供事業者への未払い金が発生したものであります。21年3月に厚生労働省のほうから出されました告示内容を十分確認しないまま、対象地域に該当しないと判断したことが今回の未払い金が発生した原因であります。

現在、この未払い金等の確認作業を行っており、正確な数値はまだ出ておりません。21年4月から本年10月までの未払い額につきましては600万円程度と資料のほうには記載しております。ただ、その後、いろいろまた確認作業をやった中で、現在550万円くらいになると見込んでおります。特別地域加算の対象となるサービスの種類は何種類かございますが、その中で白老町が該当するものにつきましては居宅介護サービスという内容でございまして、利用者が約30人、事業所は町内3カ所の事業所を含めまして、10カ所程度になるものと考えております。

今後につきましてですが、北海道と協議を進めまして、この未払い金の支払いのために国保連合会が審査いたしますので、そちらのほうへの過誤請求などの事務を行う予定でおります。

このようなことが起きないように再発防止に努めてまいりたいと考えております。まことに申しわけございませんでした。

1枚目の資料のほうは、先ほどの加算となる、対象となる法律と、下のほうに書かれております加算対象となる訪問サービスという形で記載してございまして、白老町が該当する法律に

つきましては、8番目の特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律というものがございまして、その法律に規定する特定農山村地域という地域に白老町が該当しておりました。

また、サービスにおきましては、(1)におきます居宅介護というホームヘルプサービスという形で、このサービスが白老町は該当しております。

その後ろ、2枚目につきましては、21年の4月から適用されるという通知の厚生労働省の告示でございます。

それ以降につきましては、当方で確認できた新聞等の報道記事を添付させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長(西田祐子君) 以上で説明が終わりました。質問はございませんか。

及川委員。

○委員(及川 保君) 及川です。単純な質問ですが、厚生労働省の告示書類をつけているのですが、こういう文面で全ての市町村にくるわけですか。わかりにくい、見にくい状況ですが。

○委員長(西田祐子君) 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長(長澤敏博君) 告示という、大体こういう形で都道府県を通じて市町村に来るという形になっております。ですから、うちのほうでも確認しなかったというところもありますが、非常に見づらい法律で、特に今回のこの法律の中身というのが、なかなかこの地域に該当するかどうかというのは担当課ではなかなか難しい部分もあるものですから、やはり当時なかなか確認できなかったというところが、今回、未払い金が発生した原因でございます。

○委員長(西田祐子君) 大淵委員。

○委員(大淵紀夫君) 大淵です。これは、未払いの市町村が73だと。残ったところは、今言われたこの指示に基づいてきちっと計算して事業所に支払っているということになるのですか。

○委員長(西田祐子君) 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長(長澤敏博君) 大淵委員の質問で、新聞記事のこの73市町村というものにつきましては、今回の白老町が該当しております特別地域加算というのが21年4月から該当しているのですが、ほかに別なサービスで平成24年から該当しているサービスもあるのです。要するに、21年と24年、2つ該当するものがあって、それを北海道のほうで全道の市町村に調査したということで、白老町は21年の分だけが該当しているのです。ほかの市町村につきましては該当しない市町村もございまして、適正にやっている市町村もあるということになりますので、全くしていなかったというのがこの新聞報道では14市町村で、一部というのは59市町村、この59市町村というのは、先ほど言いました21年と24年両方合わせてどちらかやっていた。どちらかやっていたという形で、一部未払い金が出たということになるのです。ですから、うちのほうは21年だけ該当していたものですから、それだけをやっていなかったということで全部未支給という形になっている状況でございます。

○委員長(西田祐子君) 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。ということは、これでは白老町が約 550 万円だとしたら、町内事業所が 3カ所で、その他近隣のところが 7カ所ぐらいあるということになると思うのですけれども、それは、今後国からはお金が来ているのですか。それとも、これから国なら国に請求して各事業所に支払うということですか。そこら辺はどのようになっているのですか。

○委員長（西田祐子君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） まず今回の未払い金につきましては、先ほどご説明申し上げたとおり、国保連合会のほうへ過誤請求と言いまして、21年からことしのいついつまでの分が間違っていたという形で、市町村過誤という、通常事業所さんが間違っていたら通常過誤とか、いろいろ言葉を使うのですが、市町村のほうで間違っていたということが発覚したものですから、国保連合会のほうにそういう書類を出します。

それは国保連合会で審査して、その金額というのは白老町、保険者という形で請求がまいります。それは一括して白老町がまず支払います。その後、先ほど言いました負担割合に従った形で、国、北海道というのが負担するわけですが、今年度のこの障害介護給付費につきましては、一応概算払というのが出ております。ですからその中で、今うちのほうで請求申請している給付費が今回の分を足して概算払いの内金に該当すればそれで終わるのですが、足りなければ国とか道から精算という形で入ってくるということになります。

予算のほうですが、今年度の障害介護給付費という形で予算化しておりますが、今ずっと予算のほうをいろいろ支払い等済ませて今後の見込み等やっているわけですが、給付費の中にもいろいろ科目があるものですから、その辺の精査を今やっている最中ですが、この約 550 万円の金額、全て既定予算で間に合うかといったら、足りない部分も出てくる予想でございます。この辺まだ決定はしていませんが、その辺はもし足りない部分が出てくるということになれば 3月の補正で上程したいというふうに考えてございます。

○委員長（西田祐子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） ということは、550 万円の 2分の 1 は国、4分の 1 が道と。4分の 1 の部分で、もし既定予算の中で足りなかった場合は、3月補正するという理解でいいのですか。

○委員長（西田祐子君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 予算のとり方というのは、まず一括して白老町が給付費として支払うものですから、予算を計算するときは今回の 550 万円を数字的に、そこは総額で給付費の予算を考えるとということになります。

○委員長（西田祐子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 結果としては、僕が言ったような形になるということですか。最終的には、そういう形になるということでもいいのですね。

○委員長（西田祐子君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 最終的には、先ほど大淵委員おっしゃったように国が 2分の 1、道が 4分の 1、町が 4分の 1 という形になります。

○委員長（西田祐子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。ということは、実害は、実害と言っては悪いですが、町が間違っしたことによる実害というのは、その事業所さんに早く入るべきお金が入らなかったと。こういう理解で、あとは何もないということで、間違っということに対してはまずいけれども、それは全部修正されたというような理解でいいのですね。

○委員長（西田祐子君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 本来からいけば 21 年 4 月から支払うべきものが、今まで支払っていなかったということに対しましては、委員おっしゃったようにサービス提供事業者に入るべきものが入ってなかったということが結果として残っているということでございます。

先ほどの過誤請求の関係ですが、全道各市町村、かなりの数の市町村がございますので、単独で過誤請求ということを各市町村がやっていくと、国保連合会のほうでもいろいろ事務に支障を来すということで、道のほうも今その辺もいろいろ協議するということで進めていこうと思っておりますので、事業者さんのほうには早急という形にはなるのですが、白老町単独というわけにはいかないものですから、その辺は今後協議を進めていきたいと思っております。

○委員長（西田祐子君） 大淵委員。

○委員（大淵紀夫君） 大淵です。これでやめますけど、要するにこういう間違いが起きないような、町としての対策を何か考えていますか。

○委員長（西田祐子君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） やはり今回の告示、通常法律の変更とか、途中から適用になるという部分については、北海道からの通知とか国の告示とかを確認するわけですが、今回の反省点というのは、なかなか確認できなかった部分というのがあるものですから、やはり担当課で所管できない法律に関しては、役場の中の担当課のほうといろいろ該当するとか、該当しないとかというところを綿密に協議しなければならないという反省点はございますので、今後につきましては、そういう形で告示等が来た時点で、担当課で確認できないものは役場内の担当課と協議を進めていきたいと思っております。

○委員長（西田祐子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（西田祐子君） 以上で産業厚生常任委員会協議会を閉会いたします。

（午後 3 時 4 0 分）